

固 体 イ オ ニ ク ス 学 会 則

第 1 条 (名称) 本会は「固体イオニクス学会」(The Solid State Ionics Society of Japan) と称する。

第 2 条 (性格・目的) 本会は固体イオニクスに関心をもつ金属・物理・化学等の各分野の研究者並びに技術者の学際的な横の連繫を深める学会であり、専門分野の異なる会員相互の学術上の情報及び意見交換並びに討論会によって固体イオニクス、及びその応用に関する学術並びに技術の進歩向上に資することを目的とする。

第 3 条 (事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 定例討論会の開催
2. 研究会の開催
3. 文献紹介、研究資料の配布
4. 講演会、その他の学術並びに技術上の集会
5. その他、本会の目的に合致する諸種の事業

第 4 条 (会員) 1. 本会の会員は個人会員と法人会員とよりなる。

2. 個人会員は原則として固体イオニクスに関心を持っている研究者及び技術者で、本会の承認を得た者とする。
3. 法人会員は本会の設立趣旨に賛同し、本会の承認を得た法人または団体とする。
4. 法人会員は会費 1 口につき 1 名の代表者を置く。
代表者は会費を除き原則として個人会員と同等の権利及び義務を有するものとする。
5. 個人会員及び法人会員はそれぞれ定められた額の会費を納入するものとする。

第 5 条 (経理) 1. 本会の運営に必要な経費は会費その他によって賄う。

2. 本会の経理は役員会の委嘱を受けて事務局が主管する。
3. 会計は役員会の指名する 2 名以上の会員によって毎年 1 回以上監査を受けなければならない。
4. 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 カ年とする。

第 6 条 (役員) 本会の運営を円滑に行うために次の役員を置く。

1. 会長 1 名、副会長若干名、幹事若干名、常任幹事若干名。
2. 役員任期は会計年度に合わせて 1 年とし、留任を妨げない。
3. 次期役員は役員会の議を経て会長の委嘱する役員選考委員会を選出する。

第 7 条 (会則の変更等) 本規約の変更には役員会の審議、承認を必要とする。

付 則

1. 本規約は昭和 62 年 1 月 1 日より施行する。
2. 役員会は会務の円滑な運営をはかるため細則を設けることができる。